

議案第 29 号

9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1
及び3分の1の数について

9月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1
の数は次のとおりである。

令和5年9月1日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

- 1 選挙人名簿登録者数の50分の1 1, 115人
- 2 選挙人名簿登録者数の6分の1 9, 286人
- 3 選挙人名簿登録者数の3分の1 18, 572人

【提案理由】

9月定時登録に係る選挙人名簿の登録に伴い、有権者署名による請求権行使の
必要数を定めておくものです。

1 選挙人名簿登録者数の50分の1

- (1) 条例の制定又は改廃請求（地方自治法第74条第1項）
- (2) 事務の監査請求（地方自治法第75条第1項）
- (3) 合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項）

2 選挙人名簿登録者数の6分の1

- (1) 合併協議会設置協議の投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項）

3 選挙人名簿登録者数の3分の1

- (1) 議会の解散請求（地方自治法第76条第1項）
- (2) 議員の解職請求（地方自治法第80条第1項）
- (3) 長の解職請求（地方自治法第81条第1項）
- (4) 主要公務員の解職要求（地方自治法第86条第1項）
（副市長、選挙管理委員会の委員、監査委員）
- (5) 教育委員の解職請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項）